

平成22年度 保育所・保育園児募集

○募集保育所（保育園）

第一保育所 ☎ 267-2671 滝口保育園 ☎ 266-3288
恵泉保育園 ☎ 267-2461 ひじり保育園 ☎ 267-4423
大洗かもめ保育園 ☎ 267-2367

※随時見学可能です。事前に各保育所（保育園）にお
問い合わせ下さい。

○入所基準

- ①保護者が働いている
- ②保護者が妊娠、出産、病気および心身に
障害を持っている
- ③保護者が常時病人の介護をしている
- ④その他、特別な事情で児童の保育ができない等

○募集期間 11月30日(月)～12月4日(金)

○申込み 申込書に必要事項を記入し、福祉課に提出
してください。申込書と案内書は、福祉課に
備えてあります。

※保育料は、世帯の所得状況や児童の年齢等により異
なります。また、諸経費は施設により異なります。

受付・問合せ 福祉課子育て支援係（内線 154）

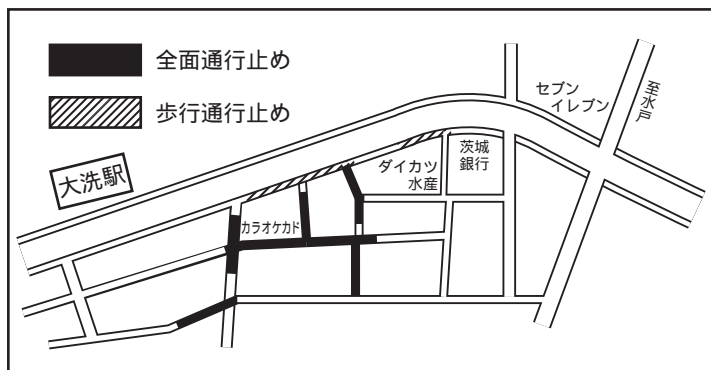
交通規制のお知らせ

公共下水道工事のため交通規制を行いますので、ご協
力をお願いします。

工事期間 平成22年3月末まで（時間 9：00～17：00）

工事場所 桜道地内

請負業者 (株)雲井工務店 ☎ 269-4497



問合せ 上下水道課 下水道施設係（内線 322、323）

巡視船「あかぎ」体験航海のお知らせ

今年3月に就役した茨城海上保安部巡視船「あかぎ」
による体験航海を実施します。この機会に、秋の海へク
ルーズに出かけてみませんか。

航海日時 11月23日(月・祝)
1回目 10:00 2回目 11:30 3回目 13:30
※所要時間は、1回40分程度

受付場所 大洗あんこう祭会場内
受付時間 午前9時より
募集人員 各回50名(先着順・各回定員になり次第締切)
※小学生以下の場合は、保護者の同伴が必要です。

参加費 無料
その他 荒天、業務等の都合で中止になる場合があります。
問合せ まちづくり推進課 ☎ 267-5111（内線 217）

茨城県の住宅用太陽発電システム 設置補助金の募集について

地球温暖化防止対策の一環として、太陽光発電導入の
飛躍的な拡大を図るために、県が一般住宅への太陽光発
電システムの設置について補助する制度が始まりました
ので、下記のとおり募集いたします。

募集期間 平成22年1月29日(金)まで
補助金額 太陽電池出力1kwあたり3万円(上限10万円)
補助対象者 以下の条件を全て満たす方

- ①茨城県内に居住している方で、茨城県内に対象シ
ステムを設置する方
- ②未着工であり、県の補助金交付決定日以降に、着工する方
- ③国の住宅用太陽光発電システム補助の補助決定を受
けた方（国への補助申請中の方も申請可能です）
- ④原則として、(社)茨城県公害防止協会に、J-PEC
交付規定に基づく補助申請(国への補助申請)を行っ
た方(すでに、他都県のJ-PEC窓口へ申請をして
しまった方は御相談ください)

受付・問合せ (社)茨城県公害防止協会(茨城県地球温暖化防止活動推進センター)
〒310-0836 水戸市元吉田町1736-20 ☎ 248-7431
受付時間 9:00～11:30/13:00～16:30
(土日祝祭日は除く)

― 被害者支援活動にご協力ください ―

◆性犯罪被害者相談窓口について

性犯罪(強姦、強制わいせつ等)の被害にあった場合
は、大きなショックを受け、どうすればよいかわからな
いまま、誰にも言えずに悩み苦しむ被害者の方もいます。

警察では、このような性犯罪被害者を支援するため、
女性の心理カウンセラーが相談に応じています。

「被害にあってから食欲がなく夜も眠れない」、「届出に
ついて迷っている」、「届け出た場合、どのような手続き
を取るのか心配している」など、一人で悩んでいる方、
まずは下記の電話にてご相談下さい。

性犯罪被害相談「勇気の電話」
＜女性カウンセラーが対応＞
☎ 029-301-0278/8:30～17:30
月曜～金曜（祝祭日、年末年始を除く）

◆犯罪被害給付制度について

通り魔殺人など故意の犯罪行為によって不慮の死亡、
重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず
何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られな
い被害者又は遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基
づき国が給付金を支給することにより、その精神的・経
済的打撃の緩和を図るものです。

＜支給を受けられる人＞

- 遺族給付金：犯罪行為によって亡くなられた被害者第
1順位の遺族
- 重傷病給付金：犯罪行為によって、重傷病(加療1ヶ
月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病
(PTSD等の精神疾病については、加療1ヶ月以上か
つ3日以上労務不能))を負った被害者本人
- 障害給付金：法令に定める障害(1級から14級)残っ
た被害者本人
※給付金は、法令で定められた一定の要件を満たされ
た場合に支給されます。

問合せ 警察本部犯罪被害者対策室 ☎ 301-0110
または、各警察署の警務課被害者支援係まで
ご連絡ください。